

人間の尊厳論の「原点」と「現点」

青

柳

幸

一

- I はじめに
- II 日本国憲法制定と「個人の尊重」条項
 - 1 「個人の尊重」条項・「個人の尊厳」条項制定史
 - 2 日本における Kant 哲学の受容
- III 「個人の尊重」条項解釈の原点
 - 1 日本国憲法制定からドイツ基本法制定までの「個人の尊重」論
 - 2 ドイツ基本法制定後の「個人の尊重」論
 - 3 田口精一「ボン基本法における人間の尊厳について」
 - 4 「個人の尊重」論の展開
- IV 人間の尊厳論の「現点」
 - 1 「人間の尊厳は不可侵であつた」
 - 2 「種の尊厳」論
- V 結びに

I はじめに

日本国憲法一三条一文は、「すべて国民は、個人として尊重される」と規定する。この「個人の尊重」条項は、日本国憲法の基本原理にかかる規定である。⁽¹⁾ にもかかわらず、一三条論のなかで、別稿で指摘したように、「個人の尊重」条項自体に関する研究は、公共の福祉論や幸福追求権論に比べて活発とは言い難い状況にあった。「個人の尊重」条項をめぐる解釈論の「原点」における通説的見解は、「個人の尊重」条項・ドイツ連邦共和国基本法（以下、ドイツ基本法と略称）一条一項の「人間の尊厳」条項と「個人の尊重」規定とは同じ趣旨のものと把握していた。このような通説的見解に再検討を迫ったのは、一九七九年に公表されたホセ・ヨンパルト教授による問題提起⁽²⁾であった。ヨンパルト教授は、「個人の尊重」と「人間の尊厳」は同じものではなく、ドイツ基本法の「人間の尊厳」は「決して『個人主義（Individualismus）』の原理によって理解されない」と主張する。そして、ヨンパルト教授は、「人間の尊厳」条項の解釈としてドイツの学説で「異論がない」四つの命題を挙げる。⁽⁴⁾ そのうち、本稿のテーマに関係するのは、「人間は、人格として（人格であるがゆえに）尊厳を有する」という命題とドイツ基本法「第一条は個人よりも人格性に関連する」という命題である。この「人格としての人間の尊厳」という命題は、ヨンパルト教授によれば、ドイツ語の *Würde* という言葉の意味それ自体に関わる。つまり、「人間の尊厳は人間の人格としての尊厳と理解されるので、人間の尊厳を定義することは同時に人格を定義すること」を意味する。⁽⁵⁾

本稿のテーマの核心は、人格と結びついて捉えられる人間の尊厳論に内在する根源的問題にある。つまり、その「人格」の定義が問題なのであり、「人格」の定義によって描かれるその「人間」像が問題なのである。近時、Kant 哲学に一つの淵源を見出すことができる人格－自律－理性と結びついた「人間の尊厳」論は、ド

イツにおいてもその根源的問題が顕在化しているように思われる。科学／技術の、とりわけ、生命操作技術や遺伝子工学などの驚異的な進展が、人間、人類の捉え方そのものの再検討を迫っている。人格－自律－理性に基づく「人間の尊厳」論は、体細胞核移植技術による人間のクローニングの可能性や胚を人為的に処理する科学／技術に直面して、揺らいでいるように思われる。現に、ドイツでは、「人間の尊厳」条項の多数説・判例とは異なる、種としての人間の尊厳論が、同じく Kant 哲学に基づいて提唱されている。⁽⁶⁾ 後述するように、種の尊厳 (Gattungswürde) 論を支持する憲法学説も出てきている。これが、「人間の尊厳」論をめぐる「現点」におけるホットな論点である。

本稿を執筆する動機は、「現点」におけるこのような問題に対する「答」の手懸りを、「人間の尊厳」と同視する解釈の問題性が指摘された「個人の尊重」条項解釈の「原点」を、それはドイツにおける「人間の尊厳」論の「原点」とも重なるのであるが、再訪することによって見出すことができるのではないか、という思いである。なぜなら、「人間の尊厳」をめぐる「現点」での问题是、「人間の尊厳」論がそもそも内在させている根源的問題と思えるからである。「個人の尊重」論の「原点」において、Kant の Würde der Menschheit との関係を見出すことができるし、ドイツ基本法制定後は「人間の尊厳」条項との類似性を意識した見解を見出すことができる。その意味で、これらの「原点」を再訪することは、日本の憲法学においてドイツ基本法の「人間の尊厳」条項に関する本格的研究の先鞭をつけられた田口精一先生の研究を位置づけることでもある。その点でも、不肖の弟子が田口先生の追悼号に寄稿させて頂く小論として、この「原点」を再訪することは意味があるようと思われる。
*以下の章においては、敬称を省略させて頂く。なお、文献の引用にあたって、旧漢字および旧かな文字は、常用漢字および現代かな文字になおしている。

II 日本国憲法制定と「個人の尊重」条項

1 「個人の尊重」条項・「個人の尊厳」条項

(1) 日本国憲法制定以前の外国憲法・国際法

外国憲法や国際法における「人間の尊厳」条項については、すでに別稿で概観している。⁽⁷⁾ ここでは、日本国憲法が公布された一九四六年一一月二日までの外国憲法・国際法に絞って、確認しておきたい。

第二次大戦以前では、一九一九年のヴァイマール憲法五一一条が挙げられる。周知のように、それは、人権の基礎としての人間の尊厳ではなかつたし、また人間の尊厳という名詞形で用いられたわけでもなかつた。いわゆる生存権に関して、「人間に値する」という形容詞形で用いられた。一九三三年のポルトガル憲法六条三号も、国家の責務として人間の尊厳を謳つているが、人間の生存にかかる文脈での規定である。一九三七年のアイルランド憲法前文は、より一般的な文脈で「個人の尊厳と自由」の確保を規定している。

第二次大戦後、人間の尊厳という言葉を用いるものが増えてくる。まず、日本はまだ戦争状態にあつた時期であるが、一九四五年六月二六日に調印された国際連合憲章である。その前文で、「基本的人権と人間の尊厳及び価値……に関する信念を改めて確認」すると規定されている。ただし、これは、表現上は、人権の基礎としての人間の尊厳という位置づけではない。一九四五年一一月二六日に調印されたユネスコ憲章は、その前文で、第二次大戦が「人間の尊厳、自由、平和のための相互の尊重という民主主義の原理を否定し」た戦争であつたと捉えたうえで、「文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものである」と謳つている。しかし、自由の基礎としての「人間の尊厳」という位置づけにとつて決定的に重要な役割を果たした世界人権宣言は、一九四八年一二月一〇日に国際連合総会で採択されたものなので、日本国憲法

制定の際に参考にすることはできなかつた。

各国の憲法典では、日本国憲法制定以前に「人間の尊厳」を謳うものは、一九四五年七月一六日の「スペイン国民の権利章典」のみである。その一条は、国家活動の指導原則として、「人間の尊厳、高潔及び自由に対する尊重」を宣言している。

ドイツでは、基本法制定に先立つていくつかの州憲法が制定されているが、日本国憲法制定以前に制定された州憲法はない。ドイツ基本法の「人間の尊厳」条項「の判定に際して、その模範とされていたことは明白である⁽⁸⁾」バイエルン州憲法が制定されたのは、一九四六年一二月二日である。

（2）「個人の尊重」条項と「個人の尊厳」条項

「個人の尊重」条項および「個人の尊厳」条項の制定史については、すでに別稿で跡づけている。⁽⁹⁾ そこから、二つのことをここで確認しておきたい。一つは、マッカーサー草案二三条の“individual dignity”に充てられた「個人の威儀」という言葉の変化である。それは、「個人の権威」（憲法改正要綱二二条二項、憲法改正草案二二条二項）へ、そして衆議院の帝国憲法改正案委員会（通称、芦田委員会）で「個人の尊厳」に変更される。

他の一つは、議会における政府側の説明である。憲法改正草案一三条と二二条二項に関しては、従来の封建的な家族制度の存否をめぐつて活発な議論がなされたが、「個人の尊重」や「個人の尊厳」という文言自体に關しては余り議論がなされなかつた。金森徳次郎国務大臣（当時）は、「個人として尊重される」という条文の意味についての質問に、次のように答えてゐる。

「結局之だけの意味でありまして、……集団的でない、国民と云う者は、國家を構成して居る単位としての人間として大いに尊重されると云う原則をここで声明したわけであります。そう特別に深い意味ではない」。⁽¹⁰⁾

また、金森国務大臣は、「個人の尊厳」の具体的・法律的内容についての質問に、次のように答えている。

「この憲法の建前が、人間一人一人と云うものに値うちを認めなければならぬ、一体人間と云う者は、他人を以て代うることができるないような貴重なるものでありますが故に、それを粗末にしてはならぬと云ふことを一つの根本の原理にして居ります。……故無くこれに対して、普通に申しますする意味の人格を認めないと云うこと

⁽¹¹⁾

を言つて居るのであります」す。

2 日本における Kant 哲学の受容

金森徳次郎がいう「普通に申します意味の人格」とは、どのような意味の「人格」なのであろうか。

とりわけ明治時代は、周知のように西欧の学問の名前や専門用語の訳語の確定に多大なエネルギーが注がれた。⁽¹²⁾ その場合、新しい言葉（和製漢語）が作り出された場合もあるし、従来の漢語に新しい意味を付与して西欧語の訳語に充てたものもある。

英語の individual' ドイツ語の Individuum の訳語である「個人」は、個々の人間を意味するものとして新たに造られた和製漢語である。英語の dignity' ドイツ語の Würde の訳語として使われる「尊厳」は、漢語を流用したものである。「尊厳」は、「たのむかね」を意味する漢語である。例えば、『漢書・成帝紀贊』では、「尊嚴若々神」（尊く嚴かな）とが神のようである、といふ意味）と使われる。⁽¹³⁾ このような意味を有する「尊厳」という漢語が、dignity, Würde という言葉が有する内容に適切であると考えられたので、それらの訳語として充てられたのである。英語の personality' ドイツ語の Person の訳語である「人格」という語は、新たに造られた和製漢語である。⁽¹⁴⁾

新しい造語である「人格」も、dignity を充てられた「尊厳」も、日本における Kant の倫理学説の受容と密

接に結びついているように思われる。Kant はついて詳しく紹介した最初のものの確定について議論があるようであるが、いざれにしても、明治二〇年代には、Kant 哲学の研究が始まっている。⁽¹⁵⁾

例えば、西田幾多郎の一文のなかに、Kant の著名な定言命法が当時すでに周知のものであったことを示す一文がある。西田は、「カントに従えば、物は外より其価値を定めらるので其価値は相対的であるが、唯我々の意志は自ら価値を定むるもので、即ち人格は絶対的価値を有して居る。氏の教は誰も知る如く汝及び他人の人格を敬し、目的其者 end in itself として取り扱へよ、決して手段として用うる勿れ」ということであった⁽¹⁶⁾、と述べている。

金森自身が「普通に申します意味」をどのように理解していたのかは分からぬが、西田の記述からも明らかのように、絶対的価値を有するものとしての「人格」という観念は、すでに明治時代半ば以降学問の世界では知られていた、といえよう。⁽¹⁷⁾

III 「個人の尊重」条項解釈の原点

1 日本国憲法制定からドイツ基本法制定までの「個人の尊重」論

ドイツ基本法は、周知のように、一九四九年五月八日可決、五月一二日英米仏三国軍司令官が承認、バイエルン議会を除く各ラント議会による採択がなされた後、五月二三日に公布され、翌二四日から施行された。

ドイツ基本法の「人間の尊厳」条項が制定される以前、日本の憲法学説は一三条の「個人の尊重」をどのように説明していたのであろうか。

一九四六年一月に公刊された『日本国憲法 解説と資料』に収録された金森徳次郎「新憲法の精神」に、一

三条の「個人の尊重」条項に関すると思われる記述が出てくる。金森は、「およそ人間が、何を本体として生きているかということの考えについては、哲学又は政治哲学の種々の考え方があるけれども、個性を尊重するということをはなれて、正しいきみちはないとおもう」(同・二二一~二二二頁)と述べている。ここでは、金森は「個人の尊重」を、國務大臣として答弁したときの「人格」ではなく、「個性の尊重」と捉えている。

「個人の尊重」論と「人間の尊厳」論というテーマからして注目されるのは、日本国憲法が施行される直前の一九四七年四月に公刊された二冊の本である。一つは、鈴木安蔵『明治憲法と新憲法』である。鈴木は「個人の尊重」条項を、「もはや国民は新憲法における」とく『臣民』ではなく、天皇に忠節を尽くすことが、その至上的道徳ではなく、実に、個人として尊い存在なのであり、人格、人間としての尊厳こそ、そうしてそうした尊厳をもつ人間としての生命自由、幸福追求の権利こそ、國家の政府、法律において、最も尊重さるべきものなのである」と述べている(同・一六三頁)。ドイツ基本法が制定されていない段階で、鈴木は、「個人として尊い存在」、「人格、人間としての尊厳」と捉えている。

もう一つは、蠣山政道責任編輯『新憲法講座 第二巻』に収められた宮沢俊義「國民の権利及び義務」である。宮沢によれば、「個人の尊重」条項は、「新憲法の基本原理の一つとしての個人主義を言明したものである。その意味で第二四条第二項が『個人の尊嚴』を説いているのと趣旨を同じくする。全体の名の下に個人を犠牲にして省みない全体主義的な考えはここでは明白に否定されている。……国家のために個人があるのでなくて、反対に個人のために国家があるのである」(同・二二三~二二四頁)。宮沢は、ドイツ基本法一条一項の「人間の尊厳」条項の意味として語られることになる、国家に対する個人の優越という価値の表明を「個人の尊重」条項の意味として独自に指摘している。⁽¹⁸⁾

人格と結びつけて説明するものとして、一九四七年四月に公刊された美濃部達吉『新憲法概論』がある。美濃

部は、憲法一三条が「全体主義を排して個人主義を取」ることを言明し、そして「個人の尊重」に関しては「國家が国民各個人の人格を尊重」することを宣示したものであること（同・八九頁）を指摘している。ただし、ここで美濃部が「人格」と述べているのは、後にドイツ基本法一条一項で語られる自律—理性と結びつく「人格」ではない。美濃部は、憲法一三条が宣言する「個人的人格権」を「個人としての生存の権利」と捉えている。

後に「個人の尊厳と人格の尊厳とは密接につながり合うものであるけれど、二者のあいだには本質的相違が存することを否定しえないとおもう」⁽²⁰⁾と区別論を主張する恒藤恭は、一九四七年九月に公刊された『新憲法と民主主義』において、「個人の尊重」規定について「従来わが国の政治上ならびに法律上に於いて、いかに個人の人格というものが無視されていたか」ということ、又「個人を尊重する」という事は『反道義的』というに等しいと言われていたことを想起しますときは、いつたい之が同じ日本の国の憲法だろうかとうたがいたくなるではありますんか」（同・二〇〇頁）と述べ、「個人の尊重」条項に込められた革新的意義を指摘している。

「個人の尊重」条項を人格との結びつきで説明するもののなかでも、本稿のテーマとの関連で興味深いのは、一九四八年に公刊された田上穰治『新憲法概論』である。田上は、国家の統治目的を説明するところで、「現実の社会現象は絶えず変化するから、絶対不变の価値は個人の人格に求めなければならぬ」（同・六五頁）とし、「人格の価値を直接に肯定する人格主義（Personalismus）の世界観で、自由主義および民主主義がこれに属する」思想を Kant を引き合いに出して述べている（同・六五一六六頁）。日本国憲法がこのような「人格主義を前提とする」ことの根拠を、「すべて国民が個人として尊重され、その基本的人権は不可侵且つ永久の権利として保障されるものと定める」（六七頁、さらに一〇八頁も参照）ことに求めている。田上は、「人格の価値は自由であ」ることも指摘している。明らかに、田上は、「個人の尊重」条項を Kant 哲学と結びつけて理解しているといえよう。⁽²¹⁾

一九四八年に公刊された法学協会『註解日本国憲法 上巻(2)』は、「個人の尊重」条項を「個人それ自身の価値」と結びつけて把握している。すなわち、「個人が『全体の分肢』としての地位においてはじめてその価値が認められる」という超個人主義的観念(*überindividualistische Ideologie*)を排して、個人それ自身に価値を認め、個人価値を一切の個人それ自身に価値を認め、個人価値を一切の国家社会生活の基本とする趣意で、いわゆる個人主義的国家観(individualistische Staatsauffassung)の表明である」(同・二三一八頁)と説明している。

以上が、ドイツ基本法が制定される以前の段階での、本稿のテーマの視点から注目される日本国憲法の解説書やテキストにおける「個人の尊重」条項に関する記述である。

この分析から、ドイツ基本法の「人間の尊厳」条項とかかわりなく、そもそも日本の憲法学説は「個人の尊重」条項を、個人の人格の尊重、個人それ自身の価値の尊重と捉えていたことが見てとれる。最高裁判所も、一九四八年に下した判決⁽²²⁾において、憲法三條が「個人の尊厳と人格の尊厳を宣言したものであることは勿論である」と判示している。そこでいう「尊厳」、「人格」の意味内容は語られていないが。

2 ドイツ基本法制定後の「個人の尊重」論

一九五〇年以降に公刊された憲法テキストでも、ドイツ基本法の「人間の尊厳」に触れることなく、人格と結びついて「個人の尊重」条項を説明するものが多い。

人格と結びつけて説明するものとして、一九五二年に公刊された清宮四郎『憲法要論』は、「個人の尊重」条項を「個人主義の世界観のあらわれ」であり、「個人の存在と価値とを確認し、個人の人格を尊重すること」と述べている(同・六七頁)。一九五五年に公刊された佐藤功『ポケット註釈全書 憲法』も、「個人主義原理・個人主義的国家原理の宣言である。即ち近代的民主主義思想の根底たる個人人格の尊厳の理念を示したものであ

る」（同・一〇一頁）と説明している。

一九六一年に公刊された田畠忍『日本国憲法条義』は、「その個人人格に着眼して、國家権力に於て尊重されなければならない」（同・一〇七頁、一〇八頁）と、一九六七年に公刊された小林直樹『憲法講義 上』は、「個人格の価値を重視し」（同・二六〇頁）と述べている。

『註解 日本国憲法』と同様に、個人が有している「価値」と結びつけて「個人の尊重」を把握するものとして、一九五六年に公刊された鵜飼信成『憲法』がある。鵜飼は、『基本権の前提となる諸原則』の一つとして、憲法二三条を位置づけている。そして、「個人の尊重」条項を「国民が目に見えない全体のなかに埋没してしまって、個人としての価値を認められないようになることを許さない」という意味である（同・七四頁）と述べている。

この時期にドイツ基本法の「人間の尊厳」条項に触れつつ「個人の尊重」条項を説明したものとして注目されるのは、一九五五年に公刊された宮沢俊義『コンメンタール日本国憲法』である。宮沢は、次のように説明している（同・一九八一―一九九頁）。

- ① 「個人の尊重」条項は、個人主義の原理を表明したものである。
- ② 「個人の尊重」は、二四条二項の「個人の尊厳」と同じ意味に解していく。
- ③ 個人とは、具体的な生きた一人一人の人間をいう。
- ④ 個人主義は、一方で利己主義に反対し、他方で全体主義を否定する。それは、すべての人間を自主的な人格として平等に尊重しようとするものである。
- ⑤ 個人主義は、基本的人権の尊重を要請し、そこから民主主義的諸原理が派生する。
- ⑥ ドイツ基本法の「人間の尊厳」条項と日本国憲法の「個人の尊重」条項は、同じ趣旨である。
- ⑦ 個人主義は、「家」制度の廃止を要請する。

一九五九年に公刊された宮沢俊義『憲法II』でも、両者は「同じ趣旨であろう」（同・一一〇一二一頁）と説明されている。

宮沢の注釈によつて、「個人の尊重」条項と「人間の尊厳」条項との同旨説が、日本の憲法学説における通説的見解として形成されていつた、といつてよいであろう。⁽²³⁾

3 田口精一「ボン基本法における人間の尊厳について」

憲法学における最初の、ドイツ基本法の「人間の尊厳」条項に関する本格的な研究論文は、一九六〇年に公表された田口精一「ボン基本法における人間の尊厳について」（法学研究三三卷一二号一六七頁）である。田口がドイツの「人間の尊厳」論を研究対象に選んだのは、「人間の尊厳」といふ個人の尊重といふ両憲法の文言の類似していることは言うまでもなく、憲法の思想的な基盤特に個人主義自由主義の現代的な発展において、ボン基本法には日本国憲法と多くの共通した要素が認められるので、日本国憲法における基本的人権と公共の福祉の関係をめぐる「問題の解決のために、一つの指針を提供するのではなかろうか」（同・一七〇頁）と考えたからである。そして、田口も、「個人の尊重」条項と「人間の尊厳」条項が同旨のものと捉えていた。⁽²⁴⁾

田口は、ドイツ基本法一条一項第一段と同二項は、「日本国憲法とその主旨において同じであることは明白である」（同・一七二頁）と、両者のその主旨における同一性を肯定する。そのうえで、具体的な内容に関する両者の関係を見るために、田口は、「人間の尊厳」条項の成立過程、それが基本権をも保障するか、という問題をめぐる学説・判例、「人間の尊厳」の観念、基本法の人間像、「人間の尊厳」の侵害と客体定式、「人間の尊厳」と生存保障の関係、「人間の尊厳」に関する請求権の内容について、基本法の初期の学説・判例を紹介する。そして、「結語」において、田口は、「人間の尊厳の尊重保障は、公共の福祉の維持増進と相通ずるものであり、本来両者

の要求は、衝突するものではないはずである……現代的な人間の尊厳觀にもとづく、人間性の尊重保証の要求は、國家と対立することではなくて、いかに国家を、人間自身が人間自身の尊厳のために創造するかということに向けられなければならない」（同・二〇〇一二〇一頁）と述べて、その論文を閉じている。

本稿のテーマは、「人間の尊厳」の観念、基本法（憲法）における人間像であるので、それに関して田口が正確に紹介する当時のドイツの学説・判例を確認しておきたい。

「人間の尊厳とは一つの価値概念であつて、人間の人格の内容を形成するものである」が、それが「憲法上最大限の保障を要求される理由は、人間の……精神的な価値に対する畏敬にある」。「ボン基本法における人間の尊厳の価値は、あくまでも人間共同社会の生活の現実の中に存在する具体的な人間を、その主体として考えられるものである」（同・一八一頁）、「尊厳の価値の主体である人間は、共同社会の生活関係の中にある生きた人間でなければならない。しかもそれは、……人間の本質である知性良心責任感等の精神的な作用をもつて、自らの意思の自由のうちに自己を決定し形成し、自己を取り巻く環境の中で自らを完成する人格の主体としての人間をいうのである」。そして、「その個性を人間の本質に適合するように教育し、之を発展せしめ、又之を利用することによつて、人間の人格的特性を各人の生活の内外において実現すべき努力を盡すことにより、初めて人格の価値を得しうるのである」（同・一八二頁）。ここでは、現実に生活する具体的個人の尊厳が語られ、人格の価値を獲得するために努力の必要なことが語られる。

田口は、統いて、必ずしも「自らの意思の自由のうちに自己を決定し形成し、自己を取り巻く環境の中で自らを完成する人格の主体としての人間」とは言ひ切れない乳幼児⁽²⁵⁾、さらには「生活の現実の中に存在する具体的」存在とはいえない胎児や死者の「尊厳」を肯定する文脈で、「ボン基本法に宣言された人間の尊厳に関する法益は、具体的な生存者についてだけに限定されるのではなく、……広く人間性一般についても其の成立の可能性が

認められると解せられている」(同・一八三頁)、と述べる。

乳幼児、未成年者、精神病者、犯罪人、売春婦等も人間の尊厳の享有主体であり、さらに胎児や死者についても「人間の尊厳の尊重の観点から考慮されなければならない」(同・一八三頁)とするのは、確かにドイツにおける支配的見解である。しかし、そこには、ドイツの支配的見解も見落としていたのではないかと思われる重要な問題が存在している。

田口が「人間性」と訳したドイツ語は、Menschheitである。ドイツの支配的見解は、確かに Menschheit のゆえに人間の尊厳が認められるのではない、むしろ。しかし、Menschheit には、2つの意味が含まれていることに注意する必要がある。そのいとは、何よりも Würde der Menschheit にて語った Kant の倫理学において注意が必要である。Kant は Menschenheit という語を、「一面に『人たること』すなわち人としての本質を意味しつつ、他面に『人たる者』すなわち人類を意味する」ものとして用いている。したがって、前者に關しては「人間性」という訳語が、後者には「人類性」という訳語を与えることが適切であろう。ドイツの支配的見解が「人類性」を根拠とする人間の尊厳論に立たないことは、明らかである。田口が、「尊厳とは固有の価値であり、本質の独自性を表し、すべての秩序の中心にされるべき人間の本質及び本性そのものを意味する」と述べ Nipperdey を引用している(同・一八二—一八三頁)ふくらむ、田口も Menschheit を「人類性」を意味するものと捉えていないことは明らかであろう。しかし、Würde der Menschenheit 論には二つの問題がある。一つは、後述するように、ドイツにおける人間の尊厳論の「現点」での議論にもかかわるのであるが、Menschheit(「人類性」)を基礎とする「種の尊厳」論と「人格」を基礎とする人間の尊厳論との対立である。他の一つは、人間の尊厳論の「原点」以来内包されてゐると思われる問題であるが、人間の本質を意味する Menschheit(「人間性」)を基礎とする人間の尊厳論と、「具体的な人間」の「人格」を根拠とする尊厳論との間

にある相違である。そこでは、基本法一条一項の背景に Kant 哲学が存在するといわれるにもかかわらず、Kant が説く「人間性の尊厳」論とドイツの支配的見解が説く「人間の尊厳」論の異同を問う必要がある。⁽²⁸⁾

4 「個人の尊重」論の展開

「人間の尊厳」・「個人の尊重」同旨説を批判するヨンパルトの問題提起を受けて、その後展開されている「個人の尊重」論について、ここでは、二人の見解を取り上げたい。一つは、阪本昌成の、ヨンパルトとは異なる「個人の尊重」・「人間の尊厳」峻別論である。もう一つは、「個人性ないし個人は『尊厳』の語とは必ずしもスムースに結びつかないところがある」とヨンパルトの問題提起を正面から受け止めたうえで、「個人の尊重」・「人格の尊厳」説を主張する佐藤幸治の見解である。

阪本は、そもそも、人権を支えるのは「『ありのままの人間』の特性」であると捉える⁽³⁰⁾。そして、阪本は、日本国憲法の「個人の尊重」・「個人個人の属性の個別・多様性に配慮されること」、ドイツ基本法の「人間の尊厳」・「人間存在の共通性を強調した概念である」と峻別したうえで、「人間存在の価値は、個別性にある」と主張する⁽³¹⁾。

佐藤は、阪本の見解を、「個別・多様性への配慮の必要を強調する点には共感する」としつつも、「人間存在の共通性の面を全く拒否していかに『基本的人権』という価値的規範概念を導き出すことができるのかの疑問が残る」と批判する。そして、佐藤は、「そもそも『人格』とは何であるか」を探りつつ、「『個人の尊重』とは厳密には『人格の尊厳』ということである」と結論づける。次に、「人格の尊厳」を意味するにもかかわらず日本国憲法一三条が「個人として尊重される」と表現していることには、「アメリカ的な個人主義の伝統と、ともすれば画一化に傾斜しがちな中で、いかにして個々人のもつ個性や具体的な生き方を尊重し保護して行くか」という、

現代国家社会についての問題意識、が反映されていると見ることができるのであるまいか⁽³⁴⁾ と指摘する。そして、憲法の人権「保障の具体的なあり方についての理解に微妙に影響してくるかもしれない問題であるように思われる」個人主義とドイツ基本法でいわれる「人格主義」の違いにその議論を進める。佐藤によれば、「『個人主義』の原型は、あくまでも個人を国家や社会の出発点と成し、個人を社会ないし集団との緊張関係の中で捉え、沿うような個人に奉仕すべきものとして国家をみようとするものであるとすれば、『人格主義』は、全体主義を拒否しつつも、社会ないし集団との有機的な結びつきにおいて個人を捉えようとするものであろうか」と区別される。そして、佐藤は、憲法一三一「条前段に特に『個人の尊重』がうたわれているのは、日本国憲法の人権保障体系が基本的にはかかる『個人主義』の原則によつていることを示すものといえよう⁽³⁵⁾」と帰結する。

私見は、すでに別稿⁽³⁶⁾で述べているが、阪本説と佐藤説に関連して、再度ポイントのみを記しておきたい。

人間の問題を考察するとき、人間の道徳・理性的要素を否定し去ることはできないと思われる。また、西欧近代の法思想において理性が鍵概念であることも、理性的人間像を前提として法制度が構築されることも、認識している。憲法一三条前段の「『個人』を人格と結び付けて解釈することが誤りであるとも、不当であるとも思われない⁽³⁷⁾」こと、そして「個人主義」とドイツ基本法の人間像の文脈で語られる「人格主義」とが異なる内容をもつことも、明らかである。私見は、人間を理性のみで把握することに疑問を抱くものである。その理由は、主として二つある。一つは、理性のみで人間を捉えることの理論的問題性であり、そして人権保障の点での問題性である。その問題性は、理性的人間像を究極まで突き詰めたパーソン論が明瞭に顕在化させていると思われる。⁽³⁸⁾もう一つの理由は、私自身の「実感」である。人間は理性だけで捉えられるものではないのであり、そして現実の人間における理性の「あやふや」さを痛感させられる多くの実体験である。それらの実体験は、Kant自らが現実的存在としての人間の「傾向性」を指摘しているところと結びつく。「人格」は、理性だけで捉えられるも

のではなく、その人の「人となり」を示すすべての要素を含むものとして捉えるべきであると思われる。そして、このような人間観から、人権は、Kant が描くような自律的な「強い人間」ではなく、様々な「傾向性」を持った、「弱い人間」であるからこそ必要なものなのである、と思われる。

IV 人間の尊厳論の「現点」

1 「人間の尊厳は不可侵であつた」

人間の尊厳論の「現点」の一つの状況を示す象徴的な論文は、Ernst-Wolfgang Böckenförde が 1900 年九月三日付の *Frankfurter Allgemeine Zeitung* に寄せた論稿である。⁽⁴³⁾ それは、田口も参照してゐた、一九五八年に公刊されたドイツ基本法の著名で、名声の高い Maunz/Dürig のノンメノタール一条の、1900 年版での担当者の交代とその新しい註釈について論じたものである。Dürig が担当した基本法一条および二条の註釈は、一九六六年に彼が死亡した後も、一九五八年の Dürig によるものがそのまま使われていた。しかし、1900 年版で二条一項の註釈が Udo Di Fabio のものに、そして 1900 年版で一条一項の註釈が Matthias Herdegen ものに替えられた。Herdegen は、人間の生命の発展段階に応じて強さの変化する、尊厳保護のプロセス的考察を主張する。⁽⁴⁴⁾ このような尊厳の段階的保護説は、尊厳保護の有無 (Ob) の問題を回避し、尊厳保護の方法 (Wie) の問題に広い柔軟性をもつて対処することになる。

Böckenförde は、この段階的保護説が結局は人間の尊厳の絶対的必要性の相対化へ導くと指摘し、この新しい註釈に基本法一条一項をめぐる伝統的なディスクoursesからの自覚的な別離の告示を、新時代への移り変わりを読み取る。周知のように、Dürig に代表される基本法一条一項に関する伝統的なディスクourses は、どのような個

別的基本権とも比較(衡量する)ことはできず、あらゆる侵害が必然的に意見となる人間の尊厳の絶対的保障を語つて(45)いるからである。これが、Böckenförde が自らの論稿に刺激的なタイトル (Die Würde des Menschen war unantastbar) をつけた由縁である。

2 「種の尊厳」論

人間の尊厳の段階的保護説の背景には、人間の生命科学の驚異的な進展がもたらした問題への対処がある。この新しい問題に直面して、尊厳の段階的保護説より以上に根本的に伝統的ディスコースにおける人間の尊厳論と対立するのが、「種の尊厳」論である。

第二次墮胎判決以前の一九九二年に下された決定において、連邦憲法裁判所が「種としての人間の尊厳」を挙げていることが注目される。それは、残酷な暴力描写のあるビデオカセット『悪魔の舞踏』の没収決定に対する憲法異議に関する連邦憲法裁判所第一法廷決定である。

「種としての人間の尊厳」という表現は、ドイツ刑法一三一条一項四号の「人間の尊厳を侵害する態様で」という文言の合憲的解釈を行う文脈で出てくる。本決定は、人間の尊厳という概念は「人間の社会的な価値及び尊重を請求する権利と結び付けられ、それは人間を国家の単なる客体とし、あるいはその主体性を原理的に脅かす取扱いにさらすこと」を禁じる。かかる意味の人間の尊厳は、具体的な人間の個別の尊厳のみならず、種としての人間の尊厳でもある⁽⁴⁶⁾、と述べている。

ただ、本決定では、「具体的な人間の尊厳」と「種としての人間の尊厳」の関係については何も語られていない。「具体的な人間の尊厳」と「種としての人間の尊厳」を併記する本決定からは、両者が矛盾を抱える内容である」と「の問題意識を窺う」とはできない。

「種の尊厳」(Gattungswürde)論を明確に主張したのは一九〇一年五月、ドイツ連邦議会「現代医療の法と倫理」審議会が提出した最終報告書である。⁽⁴⁸⁾ 本報告書は、「人間の尊厳が人類としての人間に帰属し、それ以外のどのような特性にも依存しないという人間の尊厳の規範的要請」⁽⁴⁹⁾に、すなわち、「人間をその知性に還元しない包括的な人間觀」⁽⁵⁰⁾に基づいている。「種の尊厳」論によれば、「自己決定能力を問うこともなく、潜在的可能性論で擬制する必要もなく、胚も受精卵も『尊厳』を有するものとして保護されることになる」⁽⁵¹⁾。このような「種の尊厳」論を基礎づけるものとして最終報告書が採ったのは、KantのWürde der Menschheit論である。⁽⁵²⁾ ドイツにおいて、このような見解は、すでに倫理学上の議論において広く行われてきている。近時、憲法学説でも、「種の尊厳」論が主張され始めている。⁽⁵³⁾ もはや「種の尊厳」論をめぐる議論について詳細に論ずる紙幅はないので、本稿では概略のみを示しておきたい。

「種の尊厳」論は、Menschheitを問題にする。⁽⁵⁴⁾ Menschheitは、ここでは人類性を意味する。したがって、人類としての生命の萌芽である受精卵も胚も、「尊厳」を有することになる。例えば、「人間のゲノムの不可侵性」が「人間の尊厳の不可欠の構成要素」であり、そして「生殖クローニによる新しい遺伝上の結合の偶然刻印された生命の阻止は、……人間の性に当然に与えられる尊厳の軽蔑(Missachtung)」⁽⁵⁵⁾を意味する、と主張する。また、教義学的には、ドイツ基本法一条一項の「人間の尊厳」条項が基本権としてではなく、客観的な基本原理を定めたものと把握することになる。

しかし、従来の支配的見解・判例とは、概念上、基本的に対立する。したがって、「種の尊厳」論への反対論⁽⁵⁶⁾も強い。なぜなら、通説・判例は、周知のように、人格—理性—自律に基づく「人間の尊厳」論であり、そこでは具体的な人間の「尊厳」の具体的な保護が考えられていた。Horst Dreierは、「種の尊厳」論がとりわけ困難な生命倫理問題への応答にとって意義を有することを認めつつも、それが説得力のある根拠に欠けていると批判

する。その理由として、Dreier は、次のような点を挙げている。⁽⁵⁹⁾

「種の尊厳」論は、「人間の尊厳」条項の規範テキストや規範の由来に依拠することができない。「種の尊厳」論では、人間の尊厳を尊重し、保護するのではなく、分子構造の尊厳を尊重し、保護することになる。基本法一条一項が「種の尊厳」を保護する」とになると、基本法一条一項が基本法七九条三項の永久条項と結びついて憲法改正の限界という憲法保障を得ていただけに、「種の尊厳」が不可避的に修辞学上の全能の武器になる危険がある。「種の尊厳」論は、法律学における議論の合理性と跡づけ可能性 (Nachvollziehbarkeit) に欠ける。

V 結びに

「種の尊厳」論に対する Dreier の批判は、支配的見解の立場からする、ある意味当然の批判であるように思われる。しかし、他方で、支配的見解にも問題がある。絶対的に保障される人間の尊厳への侵害の判定規準として用いられている「客体定式」は、抽象度の高い規準である。⁽⁶⁰⁾ Dreier も批判しているように、その規準を具体化する内容次第でどのような答えをも帰結し得てしまう。生命科学／技術の驚異的進展が惹起する hard case の解決において、「客体定式」で説得力のある「答」を導き出すことは一層困難であろう。⁽⁶¹⁾

さらに、根源的問題が、ドイツ基本法における「人間の尊厳」の理論的根拠をめぐって存在する。

理論的根拠の支配的見解は、「原点」においてもそうであったが、価値理論あるいは付与理論 (Mitgitttheorie)⁽⁶²⁾ と呼ばれる見解である。これは、人間の尊厳は、神あるいは自然から人間に与えられた価値として捉えられる。⁽⁶³⁾ この立場の代表的論者である Nipperdy は、「人間それ自体の固有価値、独自性、本質、性質」を挙げている。⁽⁶⁴⁾

このような見解は、基本法制定会議でも一条一項の「人間の尊厳」条項の前提とされた考え方であり、キリスト教的自然法論と Kant 哲学に淵源を有する根拠論である。⁽⁶⁵⁾

支配的見解によれば、基本法一条一項によつて保障されるのは、現実的存在である個々の人間の「尊厳」である。すると、論理的には、「現実的存在である個々の人間」の理性・自律が問わることになるはずである。Niklas Luhmann が主張する能力理論 (Leistungstheorie) では、自らの行為様態を自ら決定する能力、すなわち、個々の人間のアイデンティティ形成能力の有無が当該個人の人間の「尊厳」の有無を決定することになる。⁽⁶⁶⁾しかし、支配的見解は、すべての「現実的存在である個々の人間」ばかりでなく、胎児にも理性があり、自律能力があるとみなし、それらの「尊厳」を肯定する。

ここで問題は、「尊厳」を肯定するという結論ではなく、その結論を導き出すために理性・自律能力を「みなす」ことの根拠である。それは、「慈悲深いフィクション」⁽⁶⁷⁾なのか、Kant のいう「人間性」なのか、それともそれら以外の何かなのであろうか。

「種の尊厳」論では、その根拠を「人類性」に見出しているがゆえに、「みなす」必要も、個別的・具体的に「能力」の有無を問う必要もない。しかも、「人類性」が根拠であるがゆえに、「現実的存在である個々の人間」ばかりでなく、胎児も、胚も、受精卵も当然に「尊厳」を有することになる。

本稿で、結論めいたことを述べることはできない。それは、単に紙幅が尽きたからだけではない。具体的個人の人格－理性－自律に基づく「人間の尊厳」論、「人間性」に基づく「人間の尊厳」論、そして「人類性」に基づく「種の尊厳」論のいずれの見解も、それらの基礎に Kant 哲学が存在しており、かつ、その理解が対立している。哲学や倫理学の研究者ではない者が、軽々しく答えを出せる問題ではない。この根源的問題について、そして「現点」における個々の具体的 hard case への「答」については、改めて別稿で取り組みたい。

- (1) 例えば、芦部信喜『憲法学 I』五九頁、一一四—一二一五頁（一九九二年）参照。
- (2) 青柳幸一『人権・社会・國家』七四頁以下（一一〇〇一年）参照。
- (3) ホセ・ヨンパルト「日本国憲法解釈の問題としての『個人の尊重』と『人間の尊厳』（上）（下）」判例タイムズ三七七号、三七八号（一九七九年）。
- (4) 同・判例タイムズ三七七号一七頁。
- (5) 同。
- (6) 青柳幸一「二つの『人間の尊厳』論と憲法理論—憲法学の視点から」北大法学論集五四卷六号二一五四頁（一一〇〇四年）、とりわけ二一五九—二一六一頁参照。*おひいき*、一一〇〇四年三月に早稲田大学で行われた日独共同研究シンポジウム「二一世紀における憲法発展」での報告原稿（Aoyagi, Biotechnologie und Menschenwürde, insbesondere S. 11ff.）も参照。
- (7) 青柳幸一『個人の尊重と人間の尊厳』八—一〇頁（一九九六年）参照。
- (8) 田口精一『基本権の理論』九頁（一九九六年）。バイエルン州憲法とドイツ基本法の「人間の尊厳」条項との関係については、若松新「ポン基本法における『人間の尊厳』（8）」早稲田政治公法研究三〇号二三三四—一四九頁参照。
- (9) 青柳・前掲註（7）一〇一—八頁参照。
- (10) 清水伸編著『逐条日本国憲法審議録「増補版」第一版』二七四頁（一九七六年）。
- (11) 同・四八九—四九〇頁。
- (12) 例えば、哲学や形而上学などの新しい訳語を造り出した西周について、森岡健一編著『改訂 近代語の成立』一三八—一五九頁（一九九一年）参照。
- (13) 諸橋轍次『大漢和辞典 第四卷』三二二頁（修訂第二版、一九九一年）。
- (14) 訳語としての「人格」の成立過程については、佐古純一郎『人格觀念の成立』一三一七八頁（一九九五年）参照。
- (15) 同・二〇二頁以下参照。
- (16) 西田幾多郎「善の研究」西田幾多郎全集第一卷一二三頁（一一〇〇二年）。

- (17) 言葉の点で、戦前発行されていた辞書で確認しておきたい。例えば、市河三喜・畔柳都太郎・飯島広三郎『大英和辞典』(一九三一年)では、dignity「崇高なる品位、高貴な対面、尊厳、威儀、品位、勿体」等の訳語が、person「人間たる資格、人格」等の訳語がみられる。木村謹治・相良守峯『獨和辞典』(一九四〇年)では、Wuerde「品位(格)、氣品、威(尊)嚴、莊重」等の訳語が、Person「人、人間、権利能力あるもの、人格」等の訳語がある。
- (18) さらに、一九四九年に公刊された宮沢『憲法大意』七二一七三頁(一九四九年)、同『憲法入門』一二〇頁、一二一一二三頁、一二四頁、一二七頁、一二九頁、一三五頁(一九五一年)参照。
- (19) 美濃部達吉『新憲法逐条解説』四六頁(一九四七年)、さらに、同『新憲法の基本原理』一一〇頁(一九四七年)参照。なお、一九四八年四月(美濃部が亡くなる約一ヵ月前)に公刊された『日本国憲法原論』では、「各個人の人格の尊重」(同・一六六頁、一六七頁)と記されているだけで、「生存の権利」という説明は記されていない。
- (20) 恒藤恭「個人の尊厳」「法の精神」一六九頁(一九六九年)。初出は、尾高朝男教授追悼記念論文集『自由の法理』(一九六三年)である。
- (21) 田上穣治『憲法原論』一〇三頁(一九五一年)も参照。
- (22) 最大判昭和二三年三月二四日裁判所時報九号八頁。下級審判決における「個人の尊厳」あるいは「人間としての尊厳」という言葉については、青柳幸一・前掲註(2)、二九頁註(66)参照。
- (23) 一九五九年に公刊された橋本公亘『憲法原論』は、ドイツ基本法の「人間の尊厳」条項を、「人格の内容を形成するものであり、すべての人が固有する人格価値である。民主主義は、かかる価値概念と結びつけて、理解せられなければならない」(同・九三一九四頁注四)と説明し、憲法一三条が日本国憲法が個人主義思想に基づくものであることは憲法一三条『「よつても明らかである。各人の尊厳を理念とする民主主義が、憲法を貫く原理として成り立つていて」(同一二五頁)と述べている。
- (24) 同旨説に関して、田口・前掲註(8)、五一一五二頁註(3)参照。なお、田口論文については、論文集に収録するにあって、加筆修正が行われているので、ここではオリジナルの論文から引用している。
- (25) 「原点」における註釈のなかで、「人間の尊厳は精神的・心的な価値体験の能力と結びつく」とする見解があつたが、それがそのような能力の欠如の例として挙げていたのは、乳幼児であつた(vgl. v. Mangolt/Klein(Hrsg.),

GG, Bd. I, 2. Aufl., 1966, Art. 1 Ann. III 3 c)°

- (25) Vgl. Ch. Starck, in: v. Mangoldt/Klein/Starck, GG, Bd. 1, 4. Aufl., 1999, Art. 1 Abs.1 Rn.3, 7; R. Zippelius, in: Kommentar zum Bonner Grundgesetz, Stand 1989, Art.1 Abs.1 u. 2, Rn. 49 mit Rn. 55; Ph. Kunig, in: v. Muench/Kunig(Hrsg.), GG, Bd.1, 5. Aufl., 2000, Rn 8.
- (27) 和辻哲郎「カハレのねむ『人格』と『人類性』」和辻哲郎全集第九卷(1)九頁注^a (一九九一年)°
- (28) 人権の理解と Kant 拒否の関係についていざ R.A. Lorz, Grund- und Menschenrechtsverständnis und die Philosophie der Freiheit Kants, 1993, S. 271ff. 参照。
- (29) 樋口陽一ほか『注解憲法I』(一四八頁)(佐藤幸治執筆)(一九九四年)°
- (30) 阪本昌成『憲法理論II』「ホベガヌ」三頁(一九九二年)°
- (31) 同・一三八頁以下参照。やひば・同『憲法2』七九一八〇頁(一九九九年)参照。
- (32) 樋口ほか・前掲註(29)、一五一页。
- (33) 同・一四七一五〇頁。
- (34) 同・一五〇一五一页。
- (35) 同・一五三頁。
- (36) 同・一五一一五一五一页。
- (37) 同・一五四頁。
- (38) 青柳・前掲註(7)、五一四四頁、七一七五頁。同・前掲註(2)、一七一一頁、七四一〇七頁、一〇八一
一一一頁参照。
- (39) 青柳・前掲註(7)、二六頁。
- (40) 同・一五一一八頁参照。
- (41) 青柳・前掲註(2)、一一六一七頁参照。
- (42) カハヌ「人倫の形而上学的基礎」カハヌ全集七卷八頁(1000册)°
- (43) E.-W. Boekenhoede, Die Würde des Menschen war antastbar, FAZ vom 3. 9. 2003, S. 33.

- (44) M. Herdegen, Maunz/Dueilig, GG, Art. 1 Abs 1, (Stand Febr. 2003); ders. Die Menschenwürde im Fluss des bioethischen Diskurses, JZ 2001, 774f.; ders., Stellungnahme zu verfassungsrechtlichen Fragen der Präimplantationsdiagnostik (Enquête-Kommission, "Recht und Ethik der modernen Medizin", Deutscher Bundestag, 12. 2. 2001). Ferner vgl. F. Hüfen, Präimplantationsdiagnostik aus verfassungsrechtlicher Sicht, MedR 2001, 440ff.; ders., Eroison der Menschenwürde?, JZ 2004, 313(315).
- (45) BVerfGE 34, 238(245); 75, 369(380); 93, 266(293); vgl. Starck, a.a.O. [Ann. 26], Rn.28; H. Dreier, in: ders. (Hrsg.), GG, Bd.1, 2. Aufl, 2004, Art.1 Abs.1 Rn.71.
- (46) BVerfGE 87, 209. 本決定より以下 西浦公「暴力撲滅&類推的処罰及び検閲の禁止」ニベシ憲法判例研究会 編『ニベシの最新憲法判例』111頁（一九九九年）参照。
- (47) BVerfGE 87, 209(227).
- (48) Schlussbericht der Enquete-Kommission, "Recht und Ethik der modernen Medizin", 2002.
- (49) Id., S. 11 Fn. 24.
- (50) Id., S. 14.
- (51) 横尾・福岡訳(6)’ 111-112°
- (52) Schlussbericht, a.a.O.[Ann. 48], S. 10. 本釋文はK. Braun による翻訳である Kant & Menschheit & 理念による解釈である (Braun, Menschenwürde und Biomedizin, 2000, S. 71)。
- (53) Vgl. D. Birnbacher, Gefährdet die moderne Reproduktionsmedizin die menschliche Würde?, in: A. Leist (Hrsg.), Um Leben und Tod, 1990, S. 266ff.
- (54) J. Isensee, Die alten Grundrechte und die biotechnische Revolution, in: Festschrift für Alexander Hollerbach, 2001, S. 243ff.(253f., 261f.); W. Höftling, Biomedizinische Auflösung der Grundrechte?, in: Bitburger Gespräche, Jahrbuch 2002/II, 2003, S. 99ff.(114); J. Lege, Das Recht der Bio- und Gentechnik, in: M. Schulte (Hrsg.), Handbuch des Technikrechts, 2003, S. 669ff.(75f.).
- (55) Isensee, a.a.O. S. 253.

(55) L. Witteck/C. Erich, Straf-und verfassungsrechtliche Gedanken zum Verbot des Klonens von Menschen, MedR 2003, 258(262).

(56) G. Frankenberg, Die Würde des Klons und die Krise des Rechts, Krit J 33(2000), 325(331f.); K.-A. Schwarz, »Therapeutisches Klonen« - ein Angriff auf Lebensrecht und Menschenwürde des Embryos?, Krit V 84(2001), 183(203); C. Herdegen, a.a.O. [Anm, 44], Rn.27ff.; H. Dreier, Bedeutung und systematische Stellung der Menschenwürde im deutschen Grundgesetz, ARSP-Beihet 101(2004), 33(45f.).

(57) Vgl. Dreier, a.a.O. [Anm, 45], Rn.21ff.; BverGE 87, 209(228).

(58) Dreier, a.a.O. [Anm, 57], S. 46.

(59) ハベラカドウ Kant 哲学批判は謎離であるが、「格物致知」はハコトガ、「近代倫理学における最も感動的な1節のわいへ」であるが、その具体的内容は「全て明瞭ではない」のである、「多くの異なる解釈に開かれた」命題であふれ、ハビラカドウ 青柳「ハベラカドウおむねル・クローハ禁止をあぐる憲法論」栗城壽夫先生古希記念『田独憲法學の創制力 上編』四七頁(110011年)参照。

(60) Dreier, a.a.O. [Anm, 45], Rn.53.

(61) 藤原・前掲註(58) 11-11九頁参照。

(62) H. Hoffmann, Die versprochene Menschenwürde, AöR 1993, 353(357).

(63) H.C. Nipperdy, Die Würde des Menschen, in: K.A. Bettermann/H.C. Nipperdey/U. Scheuner (Hrsg.), Die Grundrechte, Bd. II, S. 1.

(64) Vgl. dazu Jör N.F. Bd. 1(1951), S.49ff., und K. Stern, Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland, Bd. III/1, 1988, S. 21.

(65) W. G. Vitzhum, Die Menschenwürde Vefassungsbegriff JZ, 1985, 2010(205f.)

(66) N. Luhmann, Grundrechte als Institution, 1965, S. 53ff.

(67) E. Benda, "Die Würde des Menschen ist unantastbar.", in: E.-J. Lampe(Hrsg.), Beiträge zur Rechtsanthropologie, 1985, S. 29f.